

リフォーム促進税制（所得税の控除） 記入方法①

■記入が必要なページ（赤枠）

The image displays a grid of 18 pages from a Japanese tax form, specifically for the Reform Promotion Tax System (Income Tax Deduction). The pages are numbered P1 through P18. Pages P1, P4, P5, P6, P7, P8, P9, P10, P11, P17, and P18 are highlighted with red borders, indicating they are required for input. The pages contain various tables and text boxes for recording information related to the tax credit.

※記入が必要なページであっても、該当する内容がない欄は、空欄で差し支えありません。

■標準的な工事費用相当額

リフォーム促進税制（所得税の控除）では、工事に実際にかかった費用ではなく、国土交通省告示で定められた「標準的な工事費用相当額」を用いて控除額を計算します。

当省HP等で、各工事メニューの標準的な工事費用相当額をご確認のうえ、ご記載ください。

■対象工事であるかの確認について

リフォーム促進税制（所得税の控除）の各工事メニューの対象となるかは、以下の資料もご確認ください。ただき、ご判断ください。

- 増改築等工事証明書の通達

(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001995657.pdf>)

- 当省HP > よくある質問

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000253.html)

リフォーム促進税制（所得税の控除）記入方法②

■記入例について

以下の工事を行い、補助金等を利用した場合を想定して、記入例を作成しています。

記入例にない工事メニューについても、標準的な工事費用相当額の計算等は同様に行います。
ご参考としてご覧ください。

※青字：標準的な工事費用額の計算結果

■改修した家屋：建築面積60㎡、延べ床面積100㎡

■耐震改修

①木造住宅の基礎の改修

→15,400円×60㎡ = 924,000円

②木造住宅の壁の改修

→22,500円×100㎡ = 2,250,000円

標準的な工事費用相当額の合計 = 3,174,000円

▲補助金 = 1,500,000円

■その他増改築

①第3号工事（浴室、便所、洗面所）

→300,000円（実際にかかった費用・税込）

リフォーム促進税制（所得税の控除） 記入方法③

■補助金の交付がある場合

【原則】

- ・ リフォーム促進税制の対象工事に交付された金額分のみ記載します。
（対象外の工事について交付された分は、記載しません。）
- ・ 交付が確定した額を記載します。
- ・ 金額が未確定で、確定申告に間に合わないときは、見込み額を記載します。
確定申告をした後で、見込みの金額と、交付が確定した金額が異なった場合は、
①増改築等工事証明書の証明主体が記載を修正し、
②管轄の税務署の案内にしたがって、減税申請者の方が提出・手続きを行って
ください。

■例：差し引き・記載する補助金額の考え方

実際に行った工事	補助金の交付	リフォーム促進税制	増改築等工事証明書への 記載要否
窓の断熱改修	有	省エネ改修	記載する
床の断熱改修	有	省エネ改修	記載する
高効率エアコン の設置	有	省エネ改修	記載する
高効率給湯器の設置	有	省エネ改修	記載する
ビルトイン 食器洗機の設置	有	対象外	記載しない
ビルトイン自動調理 対応コンロの設置	有	対象外	記載しない
掃除しやすい レンジフードの設置	有	対象外	記載しない
浴室乾燥機の設置	有	対象外	記載しない
手すりの設置	有	バリアフリー改修	記載する
玄関の段差解消	有	バリアフリー改修	記載する

増改築等工事証明書

証明書作成時点の現住所

証明申請者	住 所	東京都千代田区霞が関 0-0-0
	氏 名	住宅 太郎（所得税控除をうける方の氏名）
家屋番号及び所在地		東京都千代田区霞が関 0-0-0 1001番1
工事完了年月日		令和X年 ○月×日

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

（1）実施した工事の種別

第1号工事	☐ 1 増築 ☐ 2 改築 ☐ 3 大規模の修繕 ☐ 4 大規模の模様替
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 1 床の過半の修繕又は模様替 ☐ 2 階段の過半の修繕又は模様替 ☐ 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 ☐ 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ☐ 1 居室 ☐ 2 調理室 ☐ 3 浴室 ☐ 4 便所 ☐ 5 洗面所 ☐ 6 納戸 ☐ 7 玄関 ☐ 8 廊下

<リフォーム促進税制>で発行するときは、こちらの欄は記入不要です

第5号工事 (バリアフリー化)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 1 通路又は出入口の拡張 ☐ 2 階段の勾配の緩和 ☐ 3 浴室の改良 ☐ 4 段差の解消
--------------------	---

> P4以降へ進んでください。

第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 ☐ 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 ☐ 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ☐ 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 4 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 5 壁の断熱性を高める工事 ☐ 6 床等の断熱性を高める工事
地域区分		☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域
改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級		☐ 1 等級1 ☐ 2 等級2 ☐ 3 等級3

2. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等又は子育て対応改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種類

① 住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 ☒ 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ☐ 2 地震に対する安全性に係る基準		
② 高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 通路又は出入り ☐ 4 便所の改良 ☐ 7 出入口の戸		
③ 一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域
		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 ☐ 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等 ☐ 3 壁 ☐ 4 床等
			低炭素建築物新築等計画の認定主体
	低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日
	太陽熱利用冷暖装置の型式		
	潜熱回収型給湯器の型式		
	ヒートポンプ式電気給湯器の型式		
	燃料電池コージェネレーションシステムの型式		
ガスエンジン給湯器の型式			
エアコンディショナーの型式			
太陽光発電設備の型式			
安全対策工事		☐ 有 ☐ 無	
陸屋根防水基礎工事		☐ 有 ☐ 無	
積雪対策工事		☐ 有 ☐ 無	
塩害対策工事		☐ 有 ☐ 無	
幹線増強工事		☐ 有 ☐ 無	

行った工事が該当するものに✓

消

④ 多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 調理室を増設する工事 ☐ 2 浴室を増設する工事 ☐ 3 便所を増設する工事 ☐ 4 玄関を増設する工事															
	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>調理室の数</th> <th>浴室の数</th> <th>便所の数</th> <th>玄関の数</th> </tr> <tr> <td>改修工事前</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改修工事後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数	改修工事前					改修工事後				
	調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数												
改修工事前																
改修工事後																
⑤ 耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 小屋裏の換気工事 ☐ 2 小屋裏点検口の取付工事 ☐ 3 外壁の通気構造等工事 ☐ 4 浴室又は脱衣室の防水工事 ☐ 5 土台の防腐・防蟻工事 ☐ 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 ☐ 7 床下の防湿工事 ☐ 8 床下点検口の取付工事 ☐ 9 雨どいの取付工事 ☐ 10 地盤の防蟻工事 ☐ 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事															
	<table border="1"> <tr> <td>長期優良住宅建築等計画の認定主体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅建築等計画の認定番号</td> <td>第 号</td> </tr> </table>	長期優良住宅建築等計画の認定主体		長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号											
長期優良住宅建築等計画の認定主体																
長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号															
⑥ 防音等	☐ 4 収納設備を増設する工事 ☐ 5 開口部・界壁・界床の防音性を高める工事 ☐ 6 間取り変更工事															
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	☐ 1 増築 ☐ 2 改築 ☐ 3 大規模の修繕 ☐ 4 大規模の模様替														
	第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 1 床の過半の修繕又は模様替 ☐ 2 階段の過半の修繕又は模様替 ☐ 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 ☐ 4 壁の過半の修繕又は模様替														
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ☐ 1 居室 ☐ 2 調理室 ☒ 3 浴室 ☒ 4 便所 ☒ 5 洗面所 ☐ 6 納戸 ☐ 7 玄関 ☐ 8 廊下														
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 ☐ 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ☐ 2 地震に対する安全性に係る基準														

リフォーム促進税制の各メニュー（耐震、省エネ、バリアフリー、同居、子育て対応、長期優良住宅化）と、あわせて第1号～6号工事を行った場合のみ記入してください。該当ない場合は空欄でかまいません。

同じ内容の工事を、複数の区分に重複して計上できません。
 複数の項目に該当する工事があるときは、いずれか1つを選択してください。
 今回は、耐震改修を選択したため、同内容である第4号工事は選択しません。

第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 1 通路又は出入口の拡幅 □ 2 階段の勾配の緩和 □ 3 浴室の改良 □ 4 便所の改良 □ 5 手すりの取付 □ 6 床の段差の解消 □ 7 出入口の戸の改良 □ 8 床材の取替		
		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 □ 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 □ 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 □ 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 4 天井等の断熱性を高める工事 □ 5 壁の断熱性を高める工事 □ 6 床等の断熱性を高める工事	□ 1 1地域 □ 2 2地域 □ 3 3地域 □ 4 4地域 □ 5 5地域 □ 6 6地域
	全ての居室の全て	地域区分	

記入例のケース（記入方法②をご参照ください）では、
該当するものを行っていないため空欄

第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択		等級		
		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 □ 1 窓	
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 2 天井等 □ 3 壁 □ 4 床等	
			低炭素建築物新築等計画の認定主体	
			低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号
			低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日
改修工事の住宅の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 □ 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 2 天井等の断熱性を高める工事 □ 3 壁の断熱性を高める工事 □ 4 床等の断熱性を高める工事	

				地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域				
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	☐ 1 等級1 ☐ 2 等級2 ☐ 3 等級3				
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	☐ 1 断熱等性能等級2 ☐ 2 断熱等性能等級3 ☐ 3 断熱等性能等級4以上				
				住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td></td></tr> <tr> <td>登録番号</td><td>第 号</td></tr> </table>	名 称		登録番号	第 号
名 称									
登録番号	第 号								
				住宅性能評価書の交付番号	第 号				
				住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日				
				エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替					

記入例のケース（記入方法②をご参照ください）では、
 その他増改築に該当するものを行っていないため空欄

			増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事
			地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	☐ 1 等級1 ☐ 2 等級2 ☐ 3 等級3
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	☐ 1 断熱等性能等級3 ☐ 2 断熱等性能等級4以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

(2) 実施した工事の内容

行った工事の内容・箇所・数量を明記し、対象工事であるとわかるように記載してください。

1：耐震改修

①基礎の改修

基礎の増し打ち (●m)

布基礎の増設 (●m)

②壁の改修

筋交いの設置 (たすき掛け、●m)

接合部の補強 (●箇所)

2：その他増改築 第3号工事

・浴室、洗面所、便所の壁の全面改修

・壁の改修とあわせて行ったユニットバスの設置、便器の交換

実際にかかった費用ではなく、改修工事の内容ごとに決められている標準的な工事費用額を、算出単位に基づいて計算し、記入してください。

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修

ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	3,174,000円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	☒ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	1,500,000円
ウ	アからイを差し引いた額	1,674,000円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	1,674,000円
オ	ウからエを差し引いた額	0円

② 高齢者等居住改修工事等

ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと200万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

耐震改修の対象工事に対して交付された補助金の金額を記載
(交付決定通知に記載された金額)

③ 一般断熱改修工事等		
ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
エ ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額		円
オ ウからエを差し引いた額		円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額		円
イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額		円
オ ウからエを差し引いた額		円

記入例のケース（記入方法②をご参照ください）では、
該当するものを行っていないため空欄

ア 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
イ 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額		円
オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
キ ウ及びカの合計額		円
ク キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額		円
ケ キからクを差し引いた額		円

⑥ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）		
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ	キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
コ	ウ、カ及びケの合計額	円
サ	コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
シ	コからサを差し引いた額	円

記入例のケース（記入方法②をご参照ください）では、
該当するものを行っていないため空欄

	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

⑧ ①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額	併用パターン①	1,674,000 円
⑨ ①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額	耐震・バリアフリー	1,674,000 円
⑩ ①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額	・省エネ・同居・子育て	0 円
⑪ ②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額	併用パターン②	円
⑫ ②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額	バリアフリー・同居・子育て	円
⑬ ②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額	長期優良住宅化（耐震または省エネ）	円
⑭ ②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額	併用パターン③	円
⑮ ②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額	バリアフリー・同居・子育て	円
⑯ ②オ、④オ、⑥シ及び⑦オの合計額	長期優良住宅化（耐震省エネ両方）	円
⑰ ⑨、⑫又は⑬のうちいずれか多い額（10%控除分）	⑱：⑱で選んだ 組み合わせに対応する ものを転記	1,674,000 円
⑲ ⑧、⑪又は⑬のうちいずれか多い額		1,674,000 円
⑳ ⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る		0 円
㉑ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の ～第6号工事に要した費用の	と併せて行われた第1号工事～第6号工事 と併せて行われた第1号工事	300,000 円
イ ㉑の改修に係る補修工事等	10%を乗じる必要はありません。 ⑩⑫⑬のいずれかをそのまま転記します。	☐ 有 ☒ 無
ウ アからイを差し引いた額		300,000 円
㉒ ㉑の金額と㉒及び㉒ウの合計額のうちいずれか少ない額		300,000 円
㉓ 1,000万円から㉒を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）		8,326,000 円
㉔ ㉒と㉓の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）		300,000 円

5%を乗じる必要はありません。
㉒または㉓をそのまま転記します。

[18]と[19]の欄は、リフォーム促進税制における **5%控除の控除額**を計算するにあたり、記入していただく欄です。

リフォーム促進税制では複数メニューを組み合わせる申請することができます。
併用パターンは、つぎの3通りあります。

- 1：耐震・バリアフリー・省エネ・同居・子育て（本ページの⑧～⑩）
- 2：バリアフリー・同居・長期優良住宅化（耐震または省エネのいずれか）・子育て（本ページの⑪～⑬）
- 3 バリアフリー・同居・長期優良住宅化（耐震と省エネの両方）・子育て（本ページの⑭～⑯）

[18]と[19]の欄では、この3通りのうちいずれか1つを選び、その金額を転記します。

<[18]の欄> [8]・[11]・[14]のうち、**最も多い額**を転記します。

<[19]の欄>

上記の3通りの組み合わせのうち、**[18]で選択した番号と同じ組み合わせに紐付いている、[10]・[13]・[16]のいずれかの金額をそのまま転記**します。

※[18]で、[8]の金額を記入した場合は[10]の金額を、[11]の金額を記入した場合は[13]の金額を、[14]の金額を記入した場合は[16]の金額を、そのまま転記してください。

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	令和X年 ○月 ×日
-------	------------------

証明書を作成した日

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	証明 家子		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	00000
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	東京都
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社 証明設計		
	所在地	東京都中央区中央 0-00-000		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	〇〇年 ○月 ×日 99-9999		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称			
	住所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
	氏名			
	建築士事務所 建築士事務所 建築士事務所 建築士事務所	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた地方整備局等名	

建築士事務所に属する建築士の方が証明する場合は、この欄は記入不要です。

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称			
	住 所			
	登録年月日及び 指定番号			
	登録をした者			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造建 築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県 名（二級建築士又は木 造建築士の場合）	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適合 判定資格者又は二 級建築基準適合判 定資格者の別	登 録 番 号	
			登録を受けた地方整備 局等名	

建築士事務所に属する建築士の方が証明
する場合は、本ページは記入不要です。

	指 定 年 月 日			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造建 築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県 名（二級建築士又は木 造建築士の場合）	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適合 判定資格者又は二 級建築基準適合判 定資格者の別	登 録 番 号	
			登録を受けた地方整備 局等名	

(用紙 日本産業規格 A4)